

介護保険を適用して 要介護者の通院送迎をする際は 身体介護 または 通院等乗降介助 を適用して行います

この場合、道路運送法に定めている 次の交通機関を利用しなければなりません

1. 乗合バス (路線バス)

2. 電車

3. タクシー (いわゆる一般のタクシー)

4. (訪問介護事業所による) (一般または福祉限定許可の) タクシー [4条許可]

5. (訪問介護事業所による) (タクシーに付随して行う) ヘルパーによる有償運送 [78条許可]

6. (非営利組織の訪問介護事業所による) 福祉有償運送 [79条登録]

7. (訪問介護事業所による) 特定旅客自動車運送 [43条許可]

※ 通院等乗降介助については、4~7に限定



訪問介護事業所や住宅型有料老人ホームなどで、『身体介護』や『通院等乗降介助』を適用して通院送迎する場合は、上記の道路運送法に定めている交通機関を利用しなければなりません。特に上記4~7による交通手段で通院送迎をする場合は、道路運送法に定められた『許可または登録』の手続きをしていなければなりません。

事業所が所有している自動車に、対象となる要介護者を乗せ、『許可又は登録』をせずに【通院送迎を運賃無料で行った場合】は、介護報酬の対象とはみなされません。また、万一交通事故を起こした際には、自動車保険の支払い対象外とされるケースもありますので、注意が必要です。

裏面の関係資料をお読みになり、所定の手続きをお済ませの上で、利用者と職員が、安全で安心できる通院送迎をしていただきますようお願いいたします。

グループホームや小規模多機能型居宅介護等で、施設が所有する自動車に利用者に乗せ、通院や買い物のために運賃を徴収して有料で送迎する場合も、タクシー許可または福祉有償運送の登録が必要です。

有償運送の詳細について、運転するヘルパー等の認定講習についてのお問い合わせは
青森県移送サービスネットワーク (TEL 017-761-2560) へどうぞ

介護輸送に係る法的取扱いについて

平成 1 8 年 9 月
国土交通省自動車交通局旅客課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

介護輸送に係る法的取扱いについては、平成16年3月に整理し、運用してきたところであるが、今般、道路運送法等の一部を改正する法律(平成18年法律第40号。以下「改正法」という。)が本年10月1日から施行されることに伴い、新たに以下の通り整理することとした。

1. 訪問介護について

- ① 訪問介護事業者等が行う要介護者等の輸送については、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条又は第43条の事業許可(一般又は特定)によることを原則とする。
- ② NPO法人その他道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第48条に定める法人等は、一定の手続き、条件の下で、道路運送法第79条に基づく登録を受けることができる。
- ③ 訪問介護員等が自己の車両で要介護者等を有償で運送する場合については、一定の手続き、条件の下で、道路運送法第78条第3号に基づく許可を受けることができる。
- ④ 訪問介護サービス等に連続して移送を行う場合は、道路運送法上の許可又は登録を求めるとし、これらを受けずに運送を行う訪問介護事業所については、介護報酬の対象としないものとする。

なお、障害者(児)福祉サービスに係る自家用自動車を使用した有償旅客運送についても、上記①～④の方針に沿って具体的な取扱いを行うものとする。

2. 施設介護について

施設介護事業者(デイサービス、ショートステイの事業者を含む。)が行う要介護者等の送迎輸送については、自家用輸送であることを明確化するとともに、輸送の安全の確保・向上の観点から、運行管理体制の確保、道路運送法の許可を受けた旅客自動車運送事業者への送迎輸送の外部委託等を促進する。

また、障害者自立支援法の改正により、デイサービス事業の廃止や短期入所事業の送迎加算が廃止されたことに伴う障害福祉サービス事業者等に係る送迎輸送の取扱いについては、引き続き検討することとする。この場合において、当該送迎輸送に対して市町村が従来の送迎加算の範囲内の額(利用者負担分を含む。)を給付する場合には、当分の間、「自家輸送」として取り扱うこととし、自家用輸送であることを明確化するとともに、輸送の安全の確保・向上の観点から、運行管理体制の確保、道路運送法の許可を受けた旅客自動車運送事業者への送迎輸送の外部委託等を促進する。

[青森県 平成 27 年度介護サービス事業者等集団指導 (平成 28 年 3 月実施) 資料 3]

4 有料老人ホーム等が無料で提供する送迎サービスを利用して通院介助等の身体介護サービスを提供する場合の取扱いについて

有料老人ホーム等が入居者に対し無料で提供している送迎サービスにおいて、送迎車両に訪問介護事業所のヘルパーが同乗して通院介助等による身体介護サービスを提供する場合には、有料老人ホーム等の開設者と訪問介護事業所の開設者が同一か否かは関係なく、当該有料老人ホーム等において道路運送法上の許可又は登録を受ける必要があります。

道路運送法に抵触した状況に基づき提供された介護サービスについては、介護報酬の対象外として取扱われる可能性もありますので、このようなサービスを利用して訪問介護サービスを提供している訪問介護事業所及び当該サービス提供に係るケアプランを作成している居宅介護支援事業所におかれては、あらためて当該有料老人ホーム等に対し道路運送法の許可等の有無についてご確認いただく等、適正なサービスの実施に努めていただくようお願いいたします。

(青森県移送サービスネットワーク H28.6.1)